

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県水道水質管理計画

平成25年4月



彩の国

埼玉県

目 次

1	計画の目的及び計画期間	1
	（１）計画の目的	
	（２）計画期間	
2	基本方針	1
	（１）水質検査等に関する基本方針	
	（２）水質監視に関する基本方針	
3	水質検査に関する事項	2
	（１）検査体制の現状	
	（２）水質検査施設の整備	
4	埼玉県水道水質管理計画連絡調整体制に関する事項	2
	（１）埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会	
	（２）幹事会	
	（３）水質監視部会	
	（４）研修部会	
	（５）精度管理部会	
5	水質監視に関する事項	3
	（１）水質監視地点	
	（２）検査項目	
	（３）検査の時期及び頻度	
	（４）検査機関	
	（５）検査結果の報告	
	（６）水質に関する研究	
	（７）結果の公表	
6	研修に関する事項	5
	（１）研修実施計画の策定	
	（２）研修実施計画	
7	精度管理に関する事項	5
	（１）精度管理実施計画の策定	
	（２）精度管理実施計画	

【図・表】

- 表—1 水質検査体制
- 表—2 水質検査機関一覧表
- 表—3 水質監視地点の概要
- 図—1 水質検査体制（平成25年度）
- 図—2 水質監視地点（表・伏流水）
- 図—3 水質監視地点（井戸水）
- 図—4 水質検査結果連絡体制図

埼玉県水道水質管理計画

平成 6 年	3 月 3 1 日	制定
平成 1 4 年	3 月 2 5 日	改正
平成 1 7 年	4 月 1 日	改正
平成 2 1 年	4 月 1 日	改正
平成 2 2 年	4 月 1 日	改正
平成 2 3 年	4 月 1 日	改正
平成 2 4 年	4 月 1 日	改正
平成 2 5 年	4 月 1 日	改正

1 計画の目的及び計画期間

(1) 計画の目的

この計画は、埼玉県における水質管理体制の充実、水質検査施設の整備及び水道原水の水質監視体制を確立することにより、県民に供給する飲料水の安全確保を図ることを目的とする。

(2) 計画期間

この計画の目標年度は、平成 2 5 年度とする。

なお、水道水質基準の改定及び水質管理体制整備の進捗状況等に合わせ、適宜この計画の見直しを行うものとする。

2 基本方針

水道は県民生活に欠かすことのできないライフラインであることから、県と埼玉県企業局（以下「企業局」という。）及び市町村（以下「水道事業体」という。）は連携して水質検査等を実施し、これを公表することで県民の健康被害の防止に努める。

特に、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故の影響により、県内の水道水からも放射性物質が検出され、県民の水道への関心は非常に高まっていることから、今後とも継続して水道水中の放射性物質のモニタリング調査を行い、その動向を注視していく。

(1) 水質検査等に関する基本方針

企業局及び水道事業体（以下「水道事業体等」という。）は水質検査を行うために必要な検査施設を原則として自ら設置しなければならない。しかし、単独の検査施設を設置することが困難であるなどの事情がある場合は、複数事業体による共同水質検査体制の整備を図るほか、水質検査を委託するなどにより、水道事業体等の規模に応じた水質検査体制の整備を図るものとする。また、水質検査を委託することにより水質管理への対応が不十分にならないよう、県は水質管理又は水質検査に関する研修、講習会等を実施し、担当者の技術向上を図るものとする。

(2) 水質監視に関する基本方針

原則として水道原水の水質管理目標設定項目を対象として、県は水道事業体等と共同で広域的かつ合理的に監視する計画を作成し、各水道事業体等が主体となって計画に基づく検査を実施して、長期的に安全で安定した給水体制の確立を図る。

水質監視は企業局及びさいたま市等の大規模水道事業体が中心となり、他の水道事業体と共同で体系的・組織的に行う。また、県は水道事業体による水質監視が困難な地域について、その対応が不十

分とならないよう、行政的な調査を実施するなどして水質監視体制の強化を図る。

3 水質検査に関する事項

(1) 検査体制の現状

ア 水道用水供給事業

企業局の大久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場、行田浄水場及び吉見浄水場の5浄水場において一部を検査し、その他の項目については埼玉県水質管理センター（以下、「水質管理センター」という。）で検査を実施している。

イ 上水道事業

58事業のうち、さいたま市、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が水質基準に関する省令に定められた全項目（50項目）の検査機器を自己で整備して検査を実施（以下、「自己検査」という。）しており、また、越谷・松伏水道企業団、上尾市、所沢市、狭山市が一部の項目について自己検査を実施している。

その他の上水道事業は、衛生研究所等の地方公共団体の機関又は水道法第20条第3項の規定による登録を受けた「埼玉県を水質検査を行う地域」としている検査機関（以下、「登録検査機関」という。）に検査を依頼している。

ウ 簡易水道事業

事業の全てが登録検査機関又は衛生研究所等に検査を依頼している。

エ 専用水道

施設の全てが登録検査機関又は衛生研究所等に検査を依頼している。

表一1 水質検査体制

(2) 水質検査施設の整備

水道事業体は必要な検査を実施できるよう、体系的かつ計画的に検査機器の整備に努めなければならないが、本県においては小規模な水道事業体が多く、全てが単独で検査施設を設置するのは困難な状況にある。このため、自己の検査施設のある水道事業体はさらにその施設の整備拡充を図ることとし、他の水道事業体については複数事業体による共同水質検査体制の整備を図るほか、水質検査を委託することにより、水道事業体の規模に応じた適切な水質検査体制の確立を図ることとする。また、委託する場合であっても水質管理への対応が不十分にならないよう、突発水質汚染時等における危機管理への適切な対応、工程管理のための検査等のきめ細かな水質管理の徹底等が行われる体制の整備に努めることとする。

表一2 水質検査機関

図一1 水質検査体制

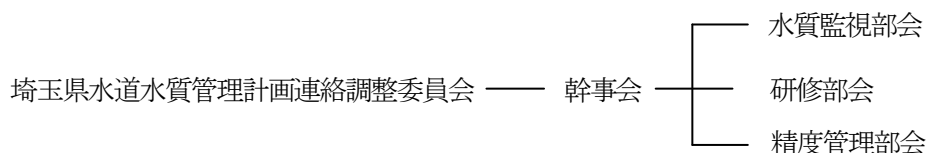
4 埼玉県水道水質管理計画連絡調整体制に関する事項

埼玉県水道水質管理計画を推進するに当たって、埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会設置要綱に基づき埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会を設置し、水道水質管理計画に関する諸問題について検討を行い円滑な推進を図るものとする。

同委員会は、行政（埼玉県保健医療部及び環境部）、水道用水供給事業者（企業局）、水道事業体及び登録検査機関のうち県内の水道事業体から水質検査の依頼のあった検査機関（以下、「検査実績を有する登録検査機関」という。）の代表らで構成し、保健医療部副部長を会長とする。

また、同委員会は、その下部組織として幹事会を設置し、更に作業部会として水質監視部会、研修部会及び精度管理部会を設置する。

（組織図）



（１）埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会

県内の水道原水の水質の状況及び水質監視の結果等から、水質監視のあり方等について全般的な検討を行い、水質管理計画の基本方針を策定する。また、利用者への情報提供の推進を図るため関係機関等に対し監視結果を公表するとともに、県民に対して水道原水水質保全のＰＲを実施する。

（２）幹事会

各部会から報告された内容の整備及び検討を行い、埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会で検討する課題の整理を行う。

（３）水質監視部会

水道原水の水質監視に関する基本方針に基づき、水道原水の汚染状況等を勘案し、水質監視計画を策定実施する。

また、水質変化の原因究明及び今後の水質変化の予測等、水質監視上必要な研究を実施する。

（４）研修部会

水道全般に関する知識の習得及び技術の向上を図る講習会の実施等、水道担当者の技術向上に関する計画を策定実施する。

（５）精度管理部会

県内で水質検査を実施している機関（登録検査機関を含む）の精度管理の実施に関する計画を策定実施する。

５ 水質監視に関する事項

水質監視は定期的に継続して実施し、水質の変化を把握するとともに、その原因究明を行う。また、今後の水質変化の予測等水質に関する調査研究を行う。

（１）水質監視地点

水質監視地点は、県内の水道原水の水質を代表するよう広範囲から偏ることなく選定する。また、環境の変化等に応じて適宜変更を行うものとする。

ア 表・伏流水（１３地点）

荒川…秩父地区、寄居地区、大久保浄水場、吉見浄水場

荒川水系入間川…飯能地区、入間地区、狭山地区、小川地区、毛呂山地区、都幾川地区

利根川…行田浄水場

利根川水系江戸川…庄和浄水場、新三郷浄水場

イ 井戸水（22地点）

埼玉県を概ね10km四方区画に区分し、主な区画から原則として1本以上、一日平均取水量の多い井戸を選定する。

表―3 水質監視地点の概要

図―2 水質監視地点（表・伏流水）

図―3 水質監視地点（井戸水）

（2）検査項目

「水質管理目標設定項目」のうち必要な項目について実施する。その他、「水質管理目標設定項目」以外の項目については、「要検討項目」などを参考に適宜設定する。

（3）検査の時期及び頻度

表・伏流水については、各地点、毎年度4回、四半期ごとに実施する。ただし、農薬類は使用時期を考慮して年2回実施する。

井戸水については、各地点、毎年度2回、半年ごとに実施する。ただし、農薬類については使用時期を考慮して年1回実施する。必要に応じ適宜実施する。

（4）検査機関

水道用水供給事業の表流水にあつては、水質管理センター。

その他の表・伏流水及び井戸水は、自己検査体制を整備した水道事業体、衛生研究所又は登録検査機関。

（5）検査結果の報告

水質監視実施機関は毎年度終了後速やかに検査結果を水質監視部会（県生活衛生課）に報告する。また、これに限らず、検査結果が目標値等を超過して検出され、水源等に異常があると判断される場合には速やかに水質監視部会（県生活衛生課）に報告する。

水質監視部会は検査結果を年度ごとにまとめ、幹事会へ報告する。

図―4 水質検査結果連絡体制図

（6）水質に関する研究

ア 研究の目的

水質監視部会は、毎年度適切な水質監視計画を策定するに当たって、その参考とするため水質変化の原因究明及び水質変化の予測等、水質監視上必要な研究を行う。

イ 研究機関

衛生研究所

（7）結果の公表

水質監視の結果は、利用者への情報提供を図るため、各関係機関等に公表し、水道原水の水質保全のPRに努める。

6 研修に関する事項

(1) 研修実施計画の策定

研修部会は、水道事業体等水道担当者の技術向上に関する研修会等に関する計画を策定実施する。

(2) 研修実施計画

ア 水道研修会の開催

- ① 目 的 水道事業体、保健所及び衛生研究所等の水道担当者等の水道全般に関する知識の習得及び技術の向上を図るため、水道及び水質等に関する講演、行政上の諸問題に関する伝達、水道事業体等の事例報告を実施する。

- ② 開催頻度 適宜

- ③ 対象者 水道事業体、企業局、保健所、衛生研究所等の水道担当職員、「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づき水道法等の権限を移譲した市町村の環境衛生担当職員、登録検査機関

イ 水質検査に関する研修

- ① 目 的 水質検査担当者の技術向上のため、衛生研究所等において、水道事業体等の水質検査担当者に対して水質検査に関する研修を実施する。

- ② 実施頻度 適宜

- ③ 対象者 各水道事業体等の水質検査担当者

ウ 浄水処理に関する研修

- ① 目 的 浄水場における水処理技術向上のため、企業局浄水場等において、水道事業体等の職員に対して浄水処理に関する研修を実施する。

- ② 実施頻度 適宜

- ③ 対 象 者 各水道事業体の浄水処理担当者等

エ 実施結果の報告

毎年度、研修部会で実施結果をまとめ、幹事会へ報告する。

7 精度管理に関する事項

(1) 精度管理実施計画の策定

精度管理部会は、水質基準等における各種物質の検査の精度管理を実施するため、精度管理の実施に関する計画を策定し、県内で水質検査を実施している検査機関（登録検査機関を含む）の精度の向上を図る。

(2) 精度管理実施計画

ア 実施項目の選定

毎年度、水質基準項目及び水質管理目標設定項目のうちから最低2項目を実施する。

イ 実施方式

オープン方式又はブラインド方式

ウ 実施回数

毎年度、1回以上実施する。

エ 実施結果の報告

毎年度、精度管理部会で実施結果をまとめ、幹事会へ報告する。

表－１ 水質検査体制

平成２５年４月１日現在

水道用水供給事業

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
１	埼玉県企業局	なし	現状に同じ	

上水道

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
１	秩父市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
２	深谷市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
３	飯能市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
４	さいたま市	毎日検査項目	現状に同じ	
５	所沢市	毎日検査項目、毎月検査項目、揮発性有機化合物を除く項目	現状に同じ	
６	川口市	全て委託	現状に同じ	
７	川越市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
８	戸田市	全て委託	現状に同じ	
９	入間市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
10	羽生市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
11	草加市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
12	行田市	全て委託	現状に同じ	
13	加須市	全て委託	現状に同じ	
14	志木市	全て委託	現状に同じ	
15	寄居町	全て委託	現状に同じ	
16	蕨市	全て委託	現状に同じ	
17	狭山市	毎日検査項目、消毒副生成物１０項目、重金属類以外の項目	現状に同じ	
18	春日部市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
19	本庄市	全て委託	現状に同じ	
20	幸手市	全て委託	現状に同じ	
21	久喜市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
22	宮代町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
23	鴻巣市	全て委託	現状に同じ	
24	川島町	全て委託	現状に同じ	
25	白岡市	全て委託	現状に同じ	
26	吉川市	全て委託	現状に同じ	
27	小川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
28	和光市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
29	杉戸町	全て委託	現状に同じ	
30	上尾市	毎日検査項目、毎月検査項目を除く項目	現状に同じ	
31	新座市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
32	ふじみ野市	全て委託	現状に同じ	
33	朝霞市	全て委託	現状に同じ	
34	小鹿野町	全て委託	現状に同じ	
35	横瀬町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
36	東松山市	全て委託	現状に同じ	
37	毛呂山町	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
38	富士見市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
39	熊谷市	全て委託	現状に同じ	
40	蓮田市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	

上水道

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
41	三郷市	全て委託	現状に同じ	
42	八潮市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
43	三芳町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
44	吉見町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
45	日高市	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
46	越生町	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
47	神川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
48	嵐山町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
49	滑川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
50	伊奈町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
51	美里町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
52	鳩山町	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
53	上里町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
54	越谷・松伏（企）	一部の項目（シアン化物イオン及び塩化シアン、臭素酸、ジエチルシロキサン、2-MIB、非イオン界面活性剤など）	自己検査の項目の拡大を検討中	
55	皆野・長瀬上下水道組合	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
56	桶川北本（企）	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
57	坂戸、鶴ヶ島（企）	一部農薬類（検査法がGC-MS法以外）	現状に同じ	毛呂山町、日高市、越生町、鳩山町と共同検査
58	ときがわ町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	

簡易水道

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
1	秩父市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	12箇所
2	坂戸市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所（民営）
3	鴻巣市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所（民営）
4	飯能市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所
5	ときがわ町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	2箇所（民営）
6	東秩父村	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1箇所
7	神川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	3箇所
8	寄居町	全て委託	現状に同じ	2箇所
9	行田市	全て委託	現状に同じ	1箇所

表-2 水質検査機関一覧表

平成25年4月1日現在

水道事業体等及び地方衛生研究所等の地方公共団体

検査機関名称	所在地
埼玉県企業局大久保浄水場	埼玉県さいたま市桜区宿618
埼玉県企業局庄和浄水場	埼玉県春日部市新宿新田100
埼玉県企業局行田浄水場	埼玉県行田市小針1632
埼玉県企業局新三郷浄水場	埼玉県三郷市南蓮沼1
埼玉県企業局吉見浄水場	埼玉県吉見町大和田198
埼玉県企業局水質管理センター	埼玉県行田市小針1632
さいたま市水道局給水部水質管理課	埼玉県さいたま市北区東大成町2-445-1
坂戸、鶴ヶ島水道企業団鶴ヶ島浄水場	埼玉県鶴ヶ島市脚折2023
上尾市水道部水質試験室	埼玉県上尾市上尾村1157
所沢市第一浄水場	埼玉県所沢市宮本町2-7-7
越谷・松伏水道企業団水質試験室	埼玉県越谷市越ヶ谷3-5-22
狭山市鶴ノ木浄水場	埼玉県狭山市鶴の木5-3
埼玉県衛生研究所	埼玉県さいたま市桜区上大久保639-1
埼玉県衛生研究所深谷支所	埼玉県深谷市田谷11
さいたま市健康科学研究センター	埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-5-12
川越市保健所衛生検査課	川越市小ヶ谷817-1

埼玉県内を営業区域とする水道法第20条第3項の登録検査機関

氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地
一般社団法人群馬県薬剤師会	群馬県前橋市西片貝町五丁目十八番地の三十六
一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町千四百五十番地十一
財団法人茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	茨城県水戸市笠原町978番地47
財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港一丁目十二番十一号、千葉市中央区中央港一丁目十二番十四号及び千葉市中央区出洲港十四番十二号
社団法人長野市薬剤師会	長野県長野市若里五丁目十一番一号
財団法人北里環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里一丁目十五番一号
社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸一丁目十九番十号
一般社団法人県央研究所	新潟県燕市小高六千十四番地
内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪二千五十一番地二
株式会社エヌ・イーサポート	東京都江戸川区東葛西四丁目十九番五号、大阪府西淀川区姫島五丁目四番十号及び広島県広島市西区己斐本町三丁目十三番十六号
株式会社江東微生物研究所	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目二番十七号、福島県いわき市好間工業団地四番地十八、茨城県つくば市上横場四百四十五番地一、千葉県香取市吉原四百二十番地一及び新潟県新潟市鳥屋野四百六十三番地一
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町二千八百五十六番地三
株式会社群馬分析センター	群馬県高崎市並榎町六百三十七番地の二
中外テクノス株式会社	千葉県千葉市緑区大野台二丁目二番十六号、兵庫県神戸市西区井吹台東町七丁目三番七号及び広島県広島市西区横川新町九番十二号
株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境二千五十八番地三
財団法人東京顕微鏡院	東京都立川市高松町一丁目百番新立川航空機株式会社内三十八号棟及び東京都中央区日本橋箱崎町四十四番一号
株式会社東邦微生物病研究所	大阪府大阪市浪速区下寺三丁目十一番十四号
オーヤラックスクリンサービス株式会社	東京都調布市富士見町四丁目十六番地四
環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田四十一番地十
株式会社メイキョー	山梨県甲府市徳行二丁目二番三十八号
株式会社日水コン	東京都日野市旭が丘四丁目七番百七号
株式会社住化分析センター	大分県大分市大字鶴崎二千二百番地
オルガノ株式会社	神奈川県相模原市南区西大沼四丁目四番一号
いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢三丁目十五番一号、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目二十四番二十二号及び福岡県福岡市東区東浜一丁目五番十二号
財団法人日本食品分析センター	東京都多摩市永山六丁目十一番十号
株式会社上総環境調査センター	千葉県木更津市潮見四丁目十六番二号
ユーロフィン日本環境株式会社	東京都江戸川区船堀五丁目十一番十九号
藤吉工業株式会社	愛知県名古屋市千種区末盛通二丁目十三番二号
株式会社山梨県環境科学検査センター	山梨県甲斐市竜王新町二千二百七十七番地十二
前澤工業株式会社	埼玉県幸手市高須賀五百三十七番地
株式会社那須環境技術センター	栃木県那須塩原市青木二十二番地百五十二
株式会社総合水研究所	大阪府堺市堺区神南辺町1丁4番地6及び東京都港区海岸二丁目6番30号浜松町エメラルドビル6階
株式会社ユニチカ環境技術センター	愛知県岡崎市日名北町四番地一及び京都府宇治市宇治小桜二十三番地
株式会社ウェルシィ	東京都東村山市恩多町一丁目十四番一号
東京テクニカル・サービス株式会社	東京都江戸川区西葛西七丁目二十九番十七号
エスクミツ川株式会社	大阪府大東市三箇四丁目十八番十八号
株式会社総研	栃木県宇都宮市小幡二丁目四番五号
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市大岡二千六十八番地の三
株式会社ビー・エム・エル	埼玉県川越市の場千三百六十一番地一
アクアス株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原四丁目四番地
クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台二丁目八番十四号及び神奈川県厚木市森の里若宮七番一号
ニッカウキスキー株式会社	千葉県柏市増尾字松山九百六十七番地
株式会社エオネックス	石川県金沢市東蚊爪町一丁目十九番地四
株式会社東京水質研究所	東京都中野区中央三丁目五十番九号
株式会社新環境分析センター	福島県郡山市喜久田町卸一丁目百四番地一及び新潟県新潟市江南区祖父興野五十三番地一
東海プラント株式会社	静岡県沼津市市道町六番地の七
株式会社環境技研	群馬県高崎市金古町千七百九番地一
株式会社ユーベック	千葉県木更津市久津間六百十三番地
株式会社 保健科学東日本	埼玉県鴻巣市天神三丁目六百七十三番地
株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目九番二号
株式会社総合環境分析	群馬県邑楽郡邑楽町中野百二十七番地六、東京都町田市忠生三丁目五番地四及び神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目十三番二号
習和産業株式会社	千葉県習志野市東習志野三丁目十五番十一号
日本総合住生活株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島七丁目二番三号
株式会社日本環境分析センター	愛知県名古屋市千種区千種三丁目二十六番六号
芙蓉化学工業株式会社	東京都杉並区泉水二丁目七番五号
株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目二十六番十四号
ヴェオリア・ウォーター・インダストリーズ・ジャパン株式会社	神奈川県横浜市磯子区西町14番11号

表－3 水質監視地点の概要

水道水源名	水質監視地点名とその住所	実施主体	測定項目及び測定頻度	備考		
				検査機関	井戸の深さ (スレーナーの位置)	一日平均取水量 (平成23年度実績)
表流水 荒川	大久保浄水場中央系原水 さいたま市桜区宿地先	企業局	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター		807,999m3
表流水 利根川	埼玉県行田浄水場原水 行田市須加地先	企業局	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター		341,144m3
表流水 利根川水系江戸川	埼玉県庄和浄水場原水 春日部市中野地先	企業局	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター		234,578m3
表流水 利根川水系江戸川	埼玉県新三郷浄水場原水 三郷市新和地先	企業局	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター		277,943m3
表流水 荒川	埼玉県吉見浄水場原水 鴻巣市滝馬室地先	企業局	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター		124,079m3
表流水 荒川	秩父市別所浄水場原水 秩父市別所538番地別所浄水場着水井	秩父市	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県 衛生研究所		14,437m3
表流水 荒川水系入間川	飯能市小岩井浄水場 飯能市小岩井1016-2	飯能市	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県 衛生研究所		18,934m3
伏流水 荒川水系入間川	入間市鍵山浄水場 入間市鍵山3-5-5番地	入間市	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県 衛生研究所		8,498m3
表流水 荒川	寄居町折原浄水場 寄居町大字折原1264番地2	寄居町	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県 衛生研究所		1,846m3
伏流水 荒川水系入間川	狭山市鶴ノ木浄水場 狭山市鶴ノ木地内	狭山市	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県 衛生研究所		1,093m3
表流水 荒川水系槻川	小川町青山浄水場 小川町青山1016	小川町	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県 衛生研究所		2,202m3
伏流水 荒川水系毛呂川	毛呂山町金塚浄水場 毛呂山町毛呂本郷122-3	毛呂山町	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	埼玉県 衛生研究所		1,076m3
表流水 荒川水系七重川	都幾川支流七重川水源 ときがわ町大野地内	ときがわ町	水質管理目標設定項目 4回／年 農薬類 2回／年	水道法第20条 登録検査機関		1,501m3
井戸水	深谷市19号井戸 深谷市田谷45-2	深谷市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	埼玉県 衛生研究所	160m(28,45,70,82,98,134)	1,124m3
井戸水	所沢市第1浄水場内第2号取水井 所沢市宮本町2-7-7	所沢市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	埼玉県 衛生研究所	300m(114,146,165,190,204, 227,250,259,283)	191m3
井戸水	川口市新郷浄水場第3号井戸 川口市峯1451-4	川口市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	218m(119,135,162,173)	1,135m3
井戸水	川越市郭町浄水場第4号水源 川越市小仙波町2-45-5	川越市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	埼玉県 衛生研究所	176m(86,102,116,136,157)	270m3
井戸水	戸田市第9取水井 戸田市下前1-7-5	戸田市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	240m(146,164,174,186, 198,225)	946m3
井戸水	行田市向町浄水場第12水源 行田市長野4327-2	行田市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	220m(102,201)	1,399m3

水道水源名	水質監視地点名とその住所	実施主体	測定項目及び測定頻度	備考		
				検査機関	井戸の深さ (ストレーナーの位置)	一日平均取水量 (平成23年度実績)
井戸水	加須市久下10号水源 加須市花崎北2-7	加須市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	220m(157,201)	810m3
井戸水	春日部市東部3号水源 春日部市樋籠字柳原629-2	春日部市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	埼玉県 衛生研究所	350m(182,238,265,296, 330)	470m3
井戸水	本庄市第二浄水場13号井戸 本庄市杉山70-2	本庄市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	埼玉県 衛生研究所	200m(110,128,176)	2,528m3
井戸水	宮代町第3号水源 宮代町字山崎829番地4	宮代町	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	240m(88,193,212,223,)	425m3
井戸水	鴻巣市第8号水源 鴻巣市箕田311	鴻巣市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	300m(200,216,245,284)	603m3
井戸水	川島町吹塚第1水源 川島町八幡1-14	川島町	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	埼玉県 衛生研究所	150m(69,91,108,119)	578m3
井戸水	新座市野火止2号 新座市野火止7-20	新座市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	埼玉県 衛生研究所	200m(101,112,156)	949m3
井戸水	福岡第1号水源 ふじみ野市長宮2-2-6	ふじみ野市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	200m(79,126,152,163)	497m3
井戸水	東松山市第2浄水場第2水源 東松山市下唐子874	東松山市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	10.83m(9.23,9.53)	3,697m3
井戸水	熊谷市東部第3水源 熊谷市柿沼861-1	熊谷市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	20m(ストレーナーなし)	7,106m3
井戸水	日高市高麗本郷水源 日高市高麗本郷55	日高市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	埼玉県 衛生研究所	7.1m(5.5)	3,255m3
井戸水	久喜市鷺宮水道事業第4号水源 久喜市西大輪1491-3	久喜市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	300m(194,252,283)	396m3
井戸水	さいたま市土合浄水場浦和3号井戸 さいたま市浦和区仲町4-23	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	さいたま市 水道局	267m(150,182,249)	1,167m3
井戸水	さいたま市日進浄水場1号井戸 さいたま市北区日進町1-734	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	さいたま市 水道局	250m(165,178,207,224)	813m3
井戸水	越谷・松伏水道企業団南部浄水場第6水源 越谷市七左町2-184	越谷・松伏 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	埼玉県 衛生研究所	340m(154,301)	970m3
井戸水	桶川北本水道企業団第7号水源 北本市中丸6-83	桶川北本 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回／年 農薬類 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	300m(204,220,256,286)	831m3

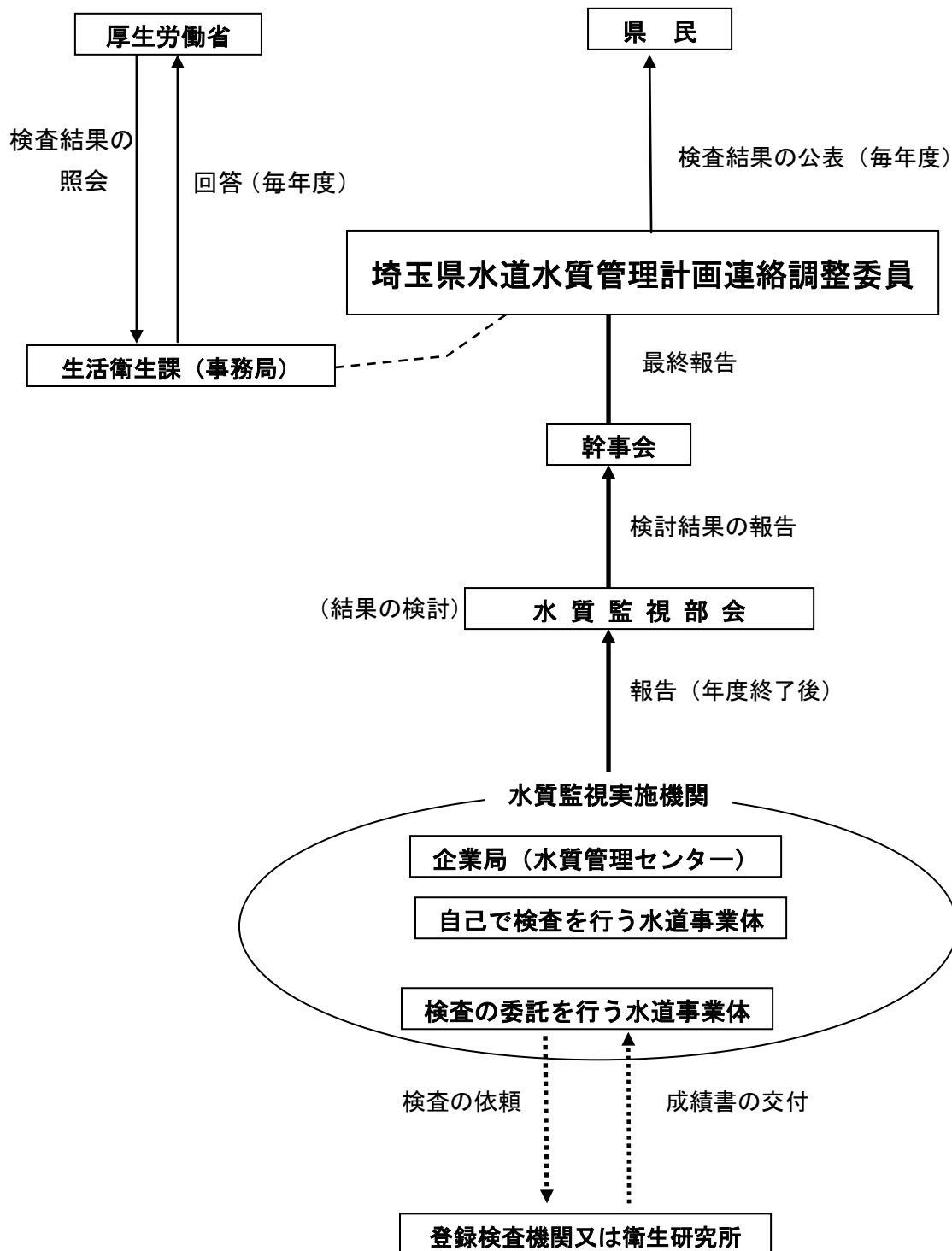
—12—



[illegible]

[illegible]

図－４　水質検査結果連絡体制図



埼玉県水道水質管理計画

平成25年4月改正版

発行者 埼玉県

(保健医療部生活衛生課)

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048(824)2111(内線3616)

048(830)3616(ダイヤルイン)
